

(第十四部)

第一回 参議院運輸及び交通委員会會議録第十五号

(三四三)

付託事件

- 磐越東線三春、船引兩驛間の要田村に停車場を設置することに關する請願(第二號)
- 鐵道運賃の値上げ反對に關する請願(第三號)
- 長岡鐵道を國營に移管することに關する請願(第四號)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第十五號)
- 鐵道運賃値上反對に關する請願(第十號)
- 高崎、熊谷間に電化工事を実施することに關する陳情(第四十五號)
- 鐵道運賃の値上げ反對に關する陳情(第四十七號)
- 磐越東線神俣、大越兩驛間の瀧根町菅谷に停車場を設置することに關する請願(第十三號)
- 熊本縣人吉市を基點とする三路線に省營自動車運輸開始に關する請願(第十五號)
- 日本通運株式會社の營業權並びに設備を舊關係者へ還元することに關する陳情(第八十五號)
- 海運經營方式並びに船員管理に關する陳情(第九十六號)
- 東北本線宇都宮、大宮間日光線宇都宮、日光間及び兩毛線小山、高崎間の電化實現に關する陳情(第九十九號)
- 高崎、熊谷間に電化工事を実現することに關する請願(第三十六號)
- 海上輸送力緊急増強に關する陳情(第二十三號)

海難審判法案(内閣提出、衆議院送付)

- 鐵道營業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 木原線鐵道竣工の速成に關する請願(第五十六號)
- 舊鶴見臨港鐵道外三鐵道線拂下げに關する請願(第六十號)
- 中央線高藏寺、名古屋鐵道小牧兩驛間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第六十二號)
- 山形縣最上郡内に國營貨物自動車の運輸を開始することに關する請願(第六十四號)
- 柳井線より三路線に、及び田布施より二路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第七十六號)
- 常磐線松戸、我孫子兩驛間電化工事實施に關する請願(第七十八號)
- 江差町、東瀨村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第一百五十六號)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第九十號)
- 東北本線二本松、本宮兩驛間の杉田村に停車場を設置することに關する請願(第九十二號)
- 博多、壹岐及び對馬間の國營航路實現促進に關する請願(第九十三號)
- 宇部東線電車運輸を山口市宮野地區迄延長することに關する請願(第九十四號)
- 矢島鐵道株式會社の救済に關する請願(第九十七號)
- 常磐線松戸、水戸間電化促進に關する請願(第九十九號)

高知縣香美郡山田、大柄間國營自動車を岡ノ内まで延長並びに二自動車道路開設に關する請願(第六十六號)

- 舊小倉鐵道線拂下げに關する請願(第六十三號)
- 信越線柏崎驛附近鴨川鐵橋の徑間擴張工事履行に關する請願(第七十號)
- 五條驛、新宮市間の鐵道速成に關する請願(第八十號)
- 學生鐵道運賃の是正に關する請願(第九十號)
- 東海線沼津、濱松兩驛間の電北速成に關する請願(第九十二號)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第九十三號)
- 愛媛縣松山、我孫子兩驛間電化促進に關する請願(第九十四號)
- 山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車運轉に關する請願(第九十九號)
- 中央氣象臺午深出張所設置に關する請願(第九十七號)
- 九州、四國間省營連絡に關する請願(第九十七號)
- 常磐線松戸、平兩驛間電化促進に關する請願(第九十二號)
- 中央氣象臺午深出張所設置に關する請願(第九十四號)
- 舊播磨鐵道線拂下げに關する請願(第九十六號)
- 常磐線松戸、我孫子兩驛間電化工事實施に關する請願(第九十六號)

高知縣香美郡山田、大柄間國營自動車を岡ノ内まで延長並びに二自動車道路開設に關する請願(第六十六號)

- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第七十號)
- 豐川鐵道及び鳳來寺鐵道拂下げに關する請願(第七十一號)
- 肥後線電化工事に關する請願(第七十三號)
- 札沼線中の撤收區間復元に關する請願(第八十四號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第八十六號)
- 常磐線松戸、我孫子兩驛間電化促進に關する請願(第八十八號)
- 膽振國富内、十勝清水間鐵道敷設促進に關する請願(第八十九號)
- 江差町、東瀨村間に國營自動車の運輸を開始することに關する陳情(第九十二號)
- 福島縣安達郡二本松、浪江兩町間に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第九十四號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第九十五號)
- 舊南海鐵道山手線拂下げに關する請願(第九十三號)
- 大牟田驛復興に關する請願(第九十六號)
- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第九十六號)

後藤寺、糸田兩鐵道線拂下げに關する請願(第二十五號)

- 四國循環線的全通促進並びに九、四連絡省營航路運輸に關する請願(第二十七號)
- 西彼半島の陸海運交通の整備に關する請願(第二十二號)
- 民營事業と統合する國營バス開設反對に關する陳情(第三十二號)
- 造船技術の振興方策に關する陳情(第三十八號)
- 道路交通行政に關する陳情(第三十五號)
- 磐城西郷信號所、湯野上驛間に鐵道を敷設することに關する請願(第二十三號)
- 九州、四國間の省營連絡に關する請願(第二十七號)
- 東北本線磐城西郷信號所を貨客貨客取扱驛とすることに關する請願(第二十九號)
- 松本、長野兩市間外四路線に國營自動車の運輸を開始することに關する請願(第二十九號)
- 羽後鐵道災害復舊に關する請願(第二十五號)
- 關門國道トンネル建設工事促進に關する請願(第二十五號)
- 關門港に外國貿易船の入港促進に關する請願(第二十六號)
- 關門國道トンネル建設工事促進に關する請願(第二十六號)
- 沿岸荷役業者の貨物自動車運賃に關する請願(第二十七號)

○省線電車を小田原まで延長すること
に關する請願(第二百七十八號)

○沿岸荷役業者の貨物自動車に關する
請願(第二百八十八號)

○山陰線餘部鐵橋修理に關する陳情
(第三百七十一號)

○姫路及び新宮兩線、六栗郡内間に國
營自動車運送を開始することに關
する陳情(第三百七十六號)

○横須賀線逗子、田浦間に沼間線を設
置することに關する陳情(第三百八
十八號)

○姫路及び新宮兩線、六栗郡内に國營
自動車運送を開始することに關す
る陳情(第四百一號)

昭和二十二年十月七日(火曜日)午後一
時二十六分開會

○道路運送法案
本日の會議に付した事件

○委員長(板谷順助君) これより會議
を開きます。道路運送法案に對する質
疑を續けたいします。

先般小野君から御質問のありました
アメリカにおける法制關係について、
郷野政府委員から説明して頂きます。
郷野政府委員。

○政府委員(郷野秀君) それでは米
國における自動車運送關係につきま
しての法制の概要につきまして御説明申
上げたいと存じます。手許にございま
する資料につきましても、新しい資料
の入手を得なかつたものもございま
するので、特に洲内の自動車運送に
つきましての法制は、その後におきま
して規定が變つておるかも知れないの
でございませう。この點につきましては
豫め御了承願つて置きたいと存じま

す。米國の自動車運送の法規は、洲の
法律と聯邦の法律とに分れておりま
す。即ち米國におきましては、各洲獨
立の法制の下に立つことを原則とい
しておられますので、各洲は各自洲内
における自動車運送を規律する権限を
有しております。併しながら洲際又は
國際の自動車運送に關しましては、各
洲におきましては監督の權限を持つて
おりませう。洲際又は國際自動車運送
につきましては、聯邦の法律でありま
す。洲際交通法即ちインターステート
・コンマース・アクトが制定せられてお
るのであります。

先ず洲内の自動車運送に關する法制
につきまして、概略御説明申し上げたい
と存じます。

各洲における自動車法規は大體にお
きまして内容を二つに分けることがで
きるでございませう。一つは、私用の
自動車即ち一般運送に供しない車輛に
關する法規でございまして、他は公共
用の自動車、即ち一般運送に供する車
輛に關する法規でございませう。私用自
動車に關する法規は原則といたしまし
て公共自動車にも適用せられる建前を
とつております。

私用の自動車に關する法規は各洲を
それぞれ規定は多少異にしておるので
ございませうが、大體共通の規定事項
といたしましては、免許證の發行、免
許證と申しますけれども、結局使用
許可證であるかと存じます。車輛に關
する課税についての規定、これは免許
手数料、ガソリン税及び自動車に關す
る財産的な税金、ごういうものが規定
されております。次に車體の大きさ及
び重量の制限、速度の制限、所有權の
證明書についての規定、その他保安に

關する規定を掲げております。
公共用の自動車に關しましては右の
外、自動車事業法規が適用せられるよ
うなことになるかと存じます。大多數の
洲法におきましては、自動車運送事業
を委員會の組織によりする監督機關
の統制に服せしめております。この委
員會の名稱或いは組織につきましては
洲によりましていろいろ違つておりま
す。大體多數の專門的な委員を以
て構成せられる建前になつておりま
す。これらの委員會の權限は次のよう
なことになるかと存じます。即ち公益免
許證の下附、旅客及び貨物運賃の決定、
時刻表及び路線の認定、貨物等級の設
定、營業につきましての監督、保安に
關する監督、定期又は臨時に報告を徴
收すること、路線の賣渡し及び賃借に
つきましての認可、附隨車使用許可證
の發行、運送上の諸契約の取締り、社
價發行の取締り、施設の設置命令、速
度の制限に關する規定、ごういうもの
を包含しております。

委員會におきましては自動車運送營
業を行わんとする者の申請に基きま
して公益免許證を下附するのでござい
ませうが、その下附の要件といたしまし
ては、公道の保護、公共に對する適當な
競争制限とごういうような點が考慮せられ
ております。

自動車運送營業につきましての免許
は、各洲におきまして、いづれも前に
申上げました委員會が權限を持つてお
りませうが、洲内の公非のいづれも
體がございませうが、洲の縣等の機關に
はこの免許の權限を與えておりませ
ん。尙公益免許證の外に、多くの洲
におきましては營業開始の附帶的な前

提條件といたしまして、擔保證券又は
その代用といたしまして責任保險證券
とごういうようなものを、委員會その他の
監督機關に提供させることを規定して
おります。尙市の交通につきましては
この道路運送法案の第二十九條に規定
いたしてありますように、市長の意
見を特に重視する建前になつておるこ
とでございませう。

次に洲際又は國際自動車運送に關す
る法制につきまして御説明申し上げます。
洲際及び國際交通を行います自
動車運送事業に關しましては、洲際交
通法の第二編の適用を受けることにな
つております。監督機關といたしまし
ては、この法律の第一編の規定により
まして設立せられております洲際交
通委員會、即ちI.O.O.がこれに當る
ことになつております。この委員會は
大統領が上院の勸告及び同意を得まし
て任命いたします五名の委員から成
つております。任期は六年となつて
おります。委員は他の業務、職業又は
雇用關係におきまして従事することを
禁じられております。

洲際交通委員會の監督の對象となり
ます自動車運送の要旨は次のように
なつております。自動車運送によりま
する一般運送コンモン・キャリアー
があります。これは即ち一般旅客又は
貨物を一定又は不定の路線によりま
して運送することを業とするものでござ
いませう。次に自動車によりする持約
運送にコントラクト・キャリアーがご
ざいませうが、それは持約によりまし
て旅客又は貨物の運送に従事するもの
でございませう。この他自動車によりま
して貨物の家用運送をいたしますもの
の、次に自動車によりまして旅客、

貨物の運送を仲介することを業とい
たしますプロカーの規定もこの中
に含まれております。自動車の營業の
種別につきましての考え方は、従来の
自動車交通事業法における考え方を根
本的に改めまして、このアメリカの法
律に採つております。一般運送人と特
約運送人、この考え方を新しい道路
運送法案におきましては採り入れてお
るのでございませう。

尙洲際交通を行います場合にはおき
まして、この洲際交通法の適用を除
外いたしておるものもございませう。固
よりこれらのものにつきましても一般
洲法の適用を受けることは當然でござ
いませう。即ちスクール・バスとごうい
うなもの、或いは定員六名以下のタクシ
ーの車でありまして一定の路線上又は
特定地點間を運行するといふようなも
のではないもの、ホテル送迎用の車で
ありますとか、國立公園の旅客専用車
でありますとか、内務省の監督を受け
るもの、農耕者の所有する車でありま
して、自己の耕作用品又は農産物の運送
に專用するもの、協同組合によつて運
行せられます車、家畜、魚又は農耕用
品の運送に專用せられ、その他の貨物
又は人の對價を得て運送するといふよ
うなことに使用せられない車、新聞紙
の配達の專用の車、航空運送に附隨し
て行なわれまします人又は物に專用せ
られますもの、車、一部市内、接續した
都市内又はかかる都市の一部とみなさ
れます管内におきまします旅客又は貨
物の運送といふようなものにつきまし
ては、洲法の適用に委ねまして洲際交
通法の適用を除外いたしております。

尙洲際交通委員會は一般及び特約運
送人に對する會計記録であります

尙洲際交通委員會は一般及び特約運
送人に對する會計記録であります

尙洲際交通委員會は一般及び特約運
送人に對する會計記録であります

尙洲際交通委員會は一般及び特約運
送人に對する會計記録であります

尙洲際交通委員會は一般及び特約運
送人に對する會計記録であります

尙洲際交通委員會は一般及び特約運
送人に對する會計記録であります

か、報告の統一、記録の保存、従事員の資格及び最高勤務時間並びに自動車の運轉及び施設の安全に關する規定を設けることができることになつております。又特に一般運送人に對しまして、繼續的且つ適正なサービス及び手小荷物の輸送に關する規定を設けまして、自家用運送人に對しましては、この必要があり認められまるときは、運轉の安全性を増進する目的のため、従事員の資格及び最高勤務時間並びに施設の標準を規定いたしまして、プロカーに對しましては免許、金銭的な責任、會計記録、報告等に關しまして適當な規定を設けることができる建前になつております。

この外州際交通委員会におきましては本法の規定を實施し、且つこれに必要な規則その他の手續を定め、その權限を有してあります。そして本法及びこれらの規定に關しまして生じた一切の事項をみずから審査決定いたしました。或いは委員会の委員若しくは検査官を設けることができることになつておられますが、これらに付託いたしました審査決定させる權限も持つておるのでございます。委員会は尙この法律の實施上必要がありまるときは業者から報告を徴し、且つ隨時議會に對する關係におきましても立法に關するものをも含めまして報告をすることができるとなつております。

州際交通委員会の補助といたしまして、この外に聯合會、ジョイント・ボードといふものがございます。審査を必要とした事項が三州に互つて行われる運轉に關する事項につきましては、委員会は聯合會に事件を付託しなければならぬことになつております。この聯合會には審査事項に關する營業の行われまるとするの代表者をそれぞれ一名出しまして、これを公正に行うことになつております。

州際交通委員會がいろいろな審査をいたしました場合、この検査官或いは聯合會につきましても、必要に應じて公聽會を開くことになつております。

○委員長(板谷順助君) 要點だけでいいです。

○政府委員(細野基秀君) はい。アメリカの大體の法制につきましては只今申上げたような状態になつておられますが、序でに簡単に英國の法制につきまして一言説明をさせて頂きたいと存じます。

英國におきましては、一九三〇年に道路運送法が制定せられまして、これによりまして旅客關係の運輸業者につきまして、バスや驛遞馬車のようなものでございまして、公共事業の免許を貰わなければ營業ができないという建前をとりまして、適當な運賃又は従事員の勤務時間の制限などにつきましての規定を設けまして、更に一九三三年に運賃法を出しまして、トラクタ事業につきましても免許を得まして、運賃その他につきましてもの監督を受けなければならぬことになつております。

そしてこの免許をするに當りましては、アメリカにおけると同様、イングラント、スコットランド及びウェールズ等十三の地區に分けまして、各地區毎に地區の交通委員會といふものが設けられまして、ここにおきまして公益上の必要を審査し、免許を與えるとい

う建前をとつております。この委員會の委員は、その交通區のございする管内につきまして、各州の參事會から指名せられた委員の候補者の中から主務大臣が委員に任命するといふ建前をとつております。

かようにいたしました。アメリカ、イギリス共に委員の組織によりまして道路運送の重要な行政を擔當いたしておるのでございます。

○小野哲君 只今、私の前回の質問に對しまして、英米における自動車運送法規に關して詳細な御説明があつたので感謝の意を表したいと思つて、これに關聯いたしまして、先程お話がございしましたが、アメリカにおける自動車運送事業、これが大體コンモン・キヤリアー或いはコントラクト・キヤリアーといふように分類されておるといふことも承知いたしましたのであります。が、今回の道路運送法案の中で自動車運送事業の定義的な規定を拜見いたしました。と、第二條にございまして、第十條においてその自動車運送事業の種類が掲げられておるのであります。が、この第二條の自動車運送事業の定義と、第十條の事業の種類を考へ、又アメリカの只今お話のありました法制の内容を考へ合せまして、我が國の今回の道路運送法案の自動車運送事業の種類が、一般と特定に分れておる。併し免許、その他の取扱ひにつきましては、一般、特定、同じような扱いをされておるように見受けるのであります。併しながら公共性と申しますか、そういうふうな見地から考へますと、例えば我が國におけるバス事業と、それからタクシー、ハイヤー或いは又その他の特定の自動車事業、これ

を一律に取扱うといふことは少し行過ぎではなからうかといふような感じがいたすのであります。従ひまして同じ自動車運送事業といふ定義の中に全部を追ひ込んで、一律にこれを規律して行くといふことは、果して事業の實態から考へまして適當であるかどうか、この法律案を起案された場合に、これらの點についていかなるお考えを以て對處されましたか、この邊の事情を伺いたいと思つております。

○政府委員(細野基秀君) 第十條におきまして一般の自動車運送事業と特定自動車運送事業と分けておられますが、この二つの業種について考へてみますると、お話の通り特定の事業につきましては、その公共性が多少一般自動車運送事業に比べて、程度におきまして差があるといふことは確かに認められるところでございます。従ひまして第三十二條の規定を設けまして、一般自動車運送事業につきましても、特にこれを適用する規定におきましても、認められまるといふ必要はないと認められますものにつきましても、特定自動車運送事業に對しまして適用を除外することにしたしまして、尙又第二項におきましても、事業の休止、廢止につきましても届出で足りることとしたしております。この一般と特定との二つの分け方をいたしましたのも、結局公益事業といたしまして、同じようにこれを取扱ふ必要が必ずしもない場合もあるといふことを考へまして、この建て方を探つたのでございしますが、従ひましてこれに應じまして、一應の法律の建前におきまして、そういう規定の適用の上におきまして差を設けております。

○小野哲君 只今の政府委員の御説明によりまして、一般の自動車運送事業と特定の自動車運送事業との區別は了承いたしました。これに關聯してもう一つ伺いたいことは、今度は一般自動車運送事業の中の問題でございまして、この一般自動車運送事業の中にはいわゆるバス、乗合自動車というものもありません。ここに一般貨物旅客自動車運送事業といふのが出ておりますが、これは恐らくタクシーとかハイヤーといふふうなものではないかと思つておられます。そういういたしますと一般と特定との區別はこの法律案の規定によつてはつきりとしたしておりますが、一般の中にもおのずから公共性の程度の違いがあるのではないかと。例えばこれは古い思想かも知れませんが、従来の自動車交通事業法によりまして、一定の路線を決めて、そうして定期に運行するものである。こういうところには一つの公共性が見られておつたのではないかと。貨物旅客自動車即ちタクシーとかハイヤーといふふうなものは、むしろ個々の契約によつて、お客様との間で話が纏まるというふうなことで、いわゆる公共性が一段と落ちるものではないか。従つて一般の中でも、さうような程度の違い、取扱ひの差異を設けてよいようなものがあるやうに見受られます。に、いずれもが第十一條によりまして、事業計畫を定め主務大臣の免許を受けなければならぬ。又道路運送委員會が今回設けられますが、その場合におきましては、免許に關する基準の設定及び變更といふ重要な事項について、道路運送委員會の意見を更に徴することになる

のではないかと。特に又第十二條におきましては、免許に關しては妥當な基準を定め、これを公示しなければならぬ。こゝういふことになりまして、公共性の強いものであるものに對して、取扱い方が非常に畫一的であり、又これらの實情に合わないような扱いをしておるかのごとく見受けられるのであります。特定の場合においては適用いたさない規定がありますので結構でございますが、乗合自動車、言い換えればバスとかタクシー、ハイヤー等のごとく貸切自動車というふうなものにつきましては、かような同様な扱いをなさるなければならぬ政府としての御所見を伺いたいと思つております。

○政府委員(郷野基秀君) お話の通りこの一般の自動車運送事業につきましては、おのゝ／＼業種により特異性がございまして、従つてこれに應じて多量その公共性又その公共性のあり方につきましても違つて参ることであらうと考へるのでございませう。従いまして第十五條の運送約款の規定の「とき」は、貨物自動車運送事業者のみに對しましてこれを規定いたしております。その他の面につきましては、法律の規定の上におきましては特に差を設けておられないのでございませうが、或いは事業計畫におきまして、或る程度の業種によりましての差を設けて、これを認可するといふような場合も考へられるのであらうと存じます。又第十二條の基準を定めます場合におきましても、道路運送委員会の諮詢を経まして法規となりませうが、それも業種によりまして違つた基準が設けられるものと豫想いたしております。従いまして一應一般的に申しますると、一

般自動車運送事業につきまして、法規の上におきましてはつきり區別を設けておられないのでございませうが、おのの各規定の適用におきまして、能く限り實情に即するようにこれを適用して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○小野哲君 甚だ感觸であります。只今の私の質問と關聯いたしましたもう一點伺いたいと思つております。只今の御説明のようない般自動車運送事業につきましても、適用の範圍と申しますか、運用の面において然るべくこれが調節を願つたい。こゝういふふうな御意見でございますが、この自動車運送事業の免許ということが、従来はいわゆる警察許可であつたものを、事業の免許といふふうなところまで高められて来たのであります。今更にはこの自動車運送事業の免許に關しては、妥當な基準を定めましてこれを公示しなければならぬ、若し「前項の基準に適合する申請があつたときは、左の場合を除いては、事業の免許をしなければならぬ。」、こゝういふふうな規定が設けられておるのであります。主務大臣が自由手続で、自動車運送事業の正否その他を勘案いたしまして、免許するか否かを決定するといふことではなくして、今回は一定の條件を具備した場合においては免許をすることを義務があることをこの法律によつて定められることになつたものと思つております。従いましてこの妥當な基準をいかに定めるかといふことが、自動車運送事業の免許に關しましては重大な要素をなすものではないかと思つております。尤も今回は道路運送委員会を設けられて諮問された上で決定さ

れるということになりますので、極めて妥當な基準が發見されるであらうと期待いたすのであります。この基準を定めて免許をするといふところに今回の法律の一つの特徴があるのではないかと。それと免許をできるだけ民主的にやりたいといふ考えから、決裁機關ではないけれども、諮問機關としての道路運送委員会を設けられて、民主的な監督行政を行われようとする御意圖があるように見受けられるのであります。この御意思に對しましては、極めて結構だと思つております。問題は基準の定め方でありまして、これが一般自動車運送事業、特定自動車運送事業、而もこのおのゝ／＼の中にそれぞれ細かい種類がありますので、これを定めることは技術的にも誠に至難ではなからうか。而もこの決め方如何といふものが、事業の上に重大な影響がある。又免許を行う際において、主務大臣といつたしましても大きな責任を負わなければならぬといふことになりませう。この際どういふふうな方法で基準をお定めになるか。又その内容について、すでに御腹案がございましてらお聞かせを願つたいと思つて

○政府委員(郷野基秀君) 只今お話のございました通り、第十二條の規定は、この法案といつたしまして一つの最も重要な點を置かるべき規定でございます。この免許につきまして妥當な基準を定めることになつておりますが、これは第八條の規定によりまして、道路運送委員会に諮問いたしまして決定せられることになつております。今後この基準がいかに定められるかといふことが、新しい業界の態勢を決めて行き

まする上におきまして、頗る重大な意義を持つのでございまして、私共といつたしましても、この點につきましても、できるだけいろいろ資料を集めて、あらゆる角度から検討をいたしまして、委員会にお決りを願つ資料を整えたいと思つて、只今努力をいたしておるのでございます。併しなからこの基準につきましては、私共といつたしまして、まだ確信のある案を見出すことはできない状態でございます。御承知の通り、新しい免許につきましては、資材その他の關係におきまして非常に窮乏な事情もございませうので、特に緊急を要する絶對的必要のあります場合を除きましては、新しい免許を只今まで差控えて参つております。

尙本法の實施を目前に控へまして、民主的な方法で決めて頂きたいと存じております關係からいたしまして、新規の免許につきましては、一般の方針をいたしましては、消極的な方針をいたしまして臨みたい、かように考へておるような次第でございます。積極的に免許をするといふ態勢になつておりませぬので、行政運営の實際におきまして、只今はつきりいたしたた免許基準といふものは定めていない状態でございます。従いまして現在の免許基準、又今後この十二條の規定によりまして定めらるべき免許基準につきまして、御説明を申上げることのできませぬのは甚だ遺憾でございます。この邊の事情を御了解願つたいと存するのでございませう。

の業種につきまして、その地區々々の運賃の實情に照し合はせて、所要の運賃敷金をこなして参ります關係から、どれだけの規模を持つべきか、又公益事業といつたしまして、完全にその使命を遂行いたしますためには、一般に資力、信用の點におきましてもどの程度の規模を持つべきかといふ點につきまして、具體的によく検討をして決めて頂きたいと存じております。結局各業種につき、又各地域につきまして敷金の段階が用意せられ、これに對するや多くの基準が定められるものと思つております。そうして基準をいたしましては、結局今申上げましたような關係からいたしまして、資本でありますとか、車輛その他の設備、従事員の數といふようなものが考へられまして、これらについて具體的な數字を、除却敷金を他の關係におきまして決めて頂くべきものと考へておる次第でございます。

○小野哲君 私はこの程度に質問を止めたと思つては、最後に、この基準の問題につきましては、尤も道路運送委員会が結成されました上で決定或いは變更するといふことになつておりますけれども、只今具體的な腹案の持合せがないといふことも一應了承いたしますが、政策的に申しまして、戰時中各縣内において適當な時期に自動車運送事業の統合を懸念されたことは御承知のことと思つております。今回の道路運送法案によりまして、これらの基準と考へ合せて、將來、現在においても統合された事業はできるだけ適當なものに解體して賣りたいといふふうな態が地方にあるようにも聞いておるのであります。これは乗合自動車

或いはトラック兩方に共通の問題であらうと思ふのでありますが、政府は現状におきましては、この統合に對していかなるお取扱いをなさるうとされておるか、將來の基準との關係もあるのでありますが、差當り政府の御方針を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(田中源三郎君) 答へ申します。戦時中に各種の企業を統合いたしまして、戦時協力を強化いたしたいのであります。その後におきまして、戦後におきます現況におきましては、これらの企業會社が眞に公益の上に立つて業務を行つておられるかどうかが、目下調査はいたしておりますが、今世論に二つの問題が起きておるのであります。一つは一般の企業會社、これらの統合された會社が獨占的な行爲を行い、眞に公益的な業務を営んでいない。従つて地方においては非常に迷惑をしておられる。他は又國家でこれをやれ、或いはこれを解體せよ、かような世論が起きておるのであります。國會を初め私共の方にも政府の方にも陳情もありませんし、又市井においてもこれらのものが論議されておるのであります。又反面考へて見ますと、この統合された企業會社は非常に公益的な業務をやろうと考へて見ます場合に、戦時中並行路線になつたものはこれを政府みずからが休止命令を出した場合もありませんし、或いは又今日のごとく財政、資材の面にござまして、企業會社が企圖するところの公益的な業務と完全に見受けられるのであります。従つて今政府が持つておられるところの

資材を民間企業にできるだけ十分なる配分を與えるならば、我々もできるだけの行爲はなす、こういうふうに申出て來るのであります。これは他面私に民間業者の唱へるところも、企業會社の唱へるところもこれは尤もなるところがあると思へるのであります。そこで今この企業會社が集中排除法案並びにアンチ・トラスト・ローとの關係を脱んではいかなる關聯性を持つておられるかという一應を考へて見なければならぬと思ひます。この點が一點。

そうして企業そのものが、國家も私企業も、すべて日本經濟の現況に置かれて企業として企業が眞に能く限りの能力を以て、國家企業に協力をしておるかどうかということも十分に調査をいたしまして、その民間の企業體が眞に國家の意圖に副ぐべくやつておられるものに對しては飽くまでもこれを助長して民間企業を擁護いたしすると共に、若しそのものが公益に反したる業務を行つておるといたしするならば、これを速かに解體或いは解散を命じて、新たな民間企業、若しくは國家においてこれを行なつて行かなければならぬと思ひます。

併しながらこの際特に申上げて置きますことは、最近の實況は此二つの流れのために非常に輿論との間に摩擦を生じておるといふことは事實であります。これがためその摩擦が正しき摩擦で、その摩擦の起つて來る原因を解剖いたしまして、今申しましたような二つの答へが出て參るのであります。が、今後におきましては、只今申しましたように十分これらの運籌狀況を精査いたしますと共に、先程申し

ましたアンチ・トラスト・ロー或いは集中排除法案等の關係等も考慮いたしまして、適當に一應これらのものに對する一般の根本方針を定めて、近く當委員會にお話をお申上げます機會を持つことであらうと思ひます。御承願したいと思います。

○委員長(板谷順助君) 只今小野君の御質問を、政務次官は少し逸脱してお考へになつておられるのであります。小野君の質問の趣意は、戦時中につきり利害の共通しておられるもの、掛け離れたるものを、これを今度北海道のごときが三地區に分れて、それで利害は何ら關係がない。勿論民營でありましても公共性を持つておること、これは當然であるが、それを適當に分離をして、そうして獨立企業をさせる。この改訂の意味は、それかと思ふのですが、あなたの意味は、そういう意味でしよう。

○小野君 只今政務次官から獨占企業としての根本方針についての御所見を拜聴したのであります。この獨占禁止法との關係につきましては、本法案の中にも除外例を設けられておりますので、又すでに適用除外等に関する法律案も本委員に送付されておられる次第であります。私はいさういふ法律論ではなくして、只今委員長が御指摘になりましたように、戦時中特定の目的のために事業を統合した。而もそれがやや強制的な性格で以て行われたとした場合において、終戦後の今日向かかる統合を廢止する必要を認められるかどうか。又その目的が變つて來ておるとするならば、解體を望む者に對しては、政府はいかなる御見解、御

處置をされるつもりかという極めて當面的な、具體的な問題であります。その點私から附加えて、補足的な説明をいたして置きます。

○政府委員(田中源三郎君) 御趣意はよく承知いたしておるのであります。戦時中に統合したものは、戦時目的のために統合した、統合すべからざるものを統合して戦時目的にこれを強化した。従つてその目的を執行したる現在においては、適當解體すべきであるかどうかという趣旨なんぞございませぬが、これが戦時中さうな目的で統合されておつても、現在のその企業が國家性の上におきまして非常な効力を發揮しておられる場合、或いは又御趣意の通りな點もあると思ひます。そこへ加えてこの集中排除法案であるとか、或いはアンチ・トラスト法というものがここに出て參りましたので、單に戦時中統合したものを直ちに目的が失われたからここで直ぐこれを解體するかどうか、そうしてこれを分離せしめるかどうかということ、各種の法案とその實際とを綜合的に勘案をいたしまして、適當なる處置をとるよりいたし方はないと、政府は考へておるのであります。その方策をいたしましては、目下考慮中でございます。政府において適當な見解を定められたる場合におきまして、當委員會に、餘り遅くない機會において答へをいたしたい、かように申上げたい次第であります。

○政府委員(野野基秀君) 只今政務次官から全般の方針の問題につきましてお話ございましたが、事務的な立場から少し補足をさして頂きたいと存じます。戦時中の統合會社につきま

しても、只今政務次官からお話ございました通り、現在のこの資材の不足いたしております現状におきましては、やはり概括的に申しますれば、公益事業といたしまして、必要な輸送を確保して行くという面におきまして、この困難な情勢の下に責任を果して行きます上におきまして、相當の効果を擧げておられるものも考へておるのでございませぬ。従つて現況におきましては、特に又解體その他の問題を取上げて參りますと、過渡的にもいろいろ能率を低下するといふ虞れもございませぬので、一般的に申しまして、特に戦時中、その中で戦時末期におきまして、無理な統合をしたというやうな場所におきまして、殊に會社内部の事情におきまして一日もこの總合體を維持して行けないやうな場合と、或いはこの總合體を適當に維持して參りました。尙その會社の實情につきまして、交通企業の特長性といつたしまして、經營の合理化、能率の増進、又輸送全般の圓滑化というやうな點につきまして、いろいろの見地から検討をいたしまして、今後の新しい免許基準というやうなものとも照し合せて、對策はこれからの研究をして參りたい。かように考へておる次第でございます。

○丹羽五郎君 この法案を大略目を通して見たんですが、今のこの委員會制度を以てやるというやうな、非常にアメリカ式な進歩したところも見受けられる點であります。私のお尋ねを一つして見たいのは、第五十一條の、現在自動車交通業者があるところに、國家が必要としたその路線に乗り入れをし

たときには、その相手方によつて生じた損害或は又その損失を、政府は政令でこれを定めて支拂うということがある。...

補足したして置きます。大體事業が繼續することが乗入れによつて、できなくなつた場合を假定いたします。...

立派にこれによつて民間事業を押しつけるというようなこともでき易い條文ではなからうか。...

要なる措置を講ずることができるといふようなことにならず、私はもう一歩進めて、そういうようなことをやつた事業者に対しては政府は嚴重な取締りをする。...

か金を持つて行くか、物を持つて行かなければ、荷を積んで呉れないといふような非難が非常に出、おりました。...

○政府委員(郷野基秀君) この五十條並に五十一條の規定につきましては、現行の自動車交通事業法、この規定をそのまま踏襲いたしておるのでございまして、補償につきましても、現在の自動車交通事業法に基きます補償の、この規定を今後におきましても、大體におきまして踏襲して参りたい。...

○丹羽五郎君 今の政務次官のお答えによりますと、民間事業の壓迫をする考へはないというお答えがございまして、無論政府は民間事業の壓迫というやうなことは、今考へられる點でもなからうと思ひますが、最近バス事業者から、省営バスがいろいろ自分らの事業を荒すのだ、或いは省営バスの乗入れによつて自分らの事業が根本的に覆つたというやうな、或いは又そういう方途に對しては、各委員にもいろいろの陳情が葉書で来て、最近葉書攻めになつたということがあります。...

私はその點を國家として十二分に守れるやうな一方法をお作りになる意思はないのであるか、むしろ私には作つて貰いたいと、かように考へております。この十六條にありますが、これは、これによつても、乗合自動車は一定の料金をと、それから一定の發着時間表によつて、初めて運送契約というものを私に成立すべきものと、かように考へております。...

○政府委員(田中源三郎君) 政府の監督權の問題についての御質問でございますが、至極御尤ものことでございまして、御承知の通りに、乗合自動車は第十六條にもありまして、只今丹羽委員から仰せられた通りであります。...

これはお説のごとくに、監督權といふものを十分に行使ができていないと言われてもいたし方がないと思ひまして、政府の方では先般バス事業者を全部集めまして、バス統制事業に對して、既往のやうな届出でたるところのもの通りに營業をいたさない場合においては、今後においてその營業權を取消すかも知れないというくらいに、嚴重な申入れをいたしておるのであります。...

○政府委員(田中源三郎君) ちよつと

に調査いたして、戒告と同時にいたし

非常に抽象的であつたのでございませう。...

に調査いたして、戒告と同時にいたし

に調査いたして、戒告と同時にいたし

はならんが、傳家の寶刀ではないが、

だ單なる公共の福祉の確保のために必

して現行のトラックの業者には、幾ら

一體どうしているかというところを精細

に調査いたして、戒告と同時にいたしたておるのであります。乗合自動車の全團の組合の本部に對しては、先般陸運監運局長より嚴格に警告を發しておるような状態でありませう。又トラック業者に對しても、世論に鑑みまして、特に空貨運に對して、かような世論の起らないように、その使命を達成するよう、いたしましては公共の、殊に現實のごとくに滞貨がある場合においては、いかなる困難があつても進んでこれを掃するよう努力して貰いたい、萬一そういうことのない場合においては、政府としても相當な處置をとるといふような、今空貨運に對して申入れをしておるような次第でありますので、御趣旨のように十分に副つて行きたいと考えているようなわけでありませう。

○政府委員(郷野善秀君) 法律の規定の關係につきまして、ちよつと只今の御質問にお答え申上げたいと存じます。法律の監督規定の運用につきましては、只今お話のございましたように日本の從來の運用は徹底を缺く嫌いがある。法律につきましては、非常に嚴重な規定ができては、非常に違反した場合などに對する處置が十分でないといふような批評を、アメリカの専門家からも私共伺つておると思ひます。従ひまして今回の立法に當りましては、できるだけ公共の福祉の増進につきまして、又その確保につきまして、法律の規定を明瞭にいたしますると同時に、これに違反しました場合に規定につきまして、これを明らかに規定いたしました、特に罰則の關係におきましては、從來罰則の規定が

非常に抽象的であつたのでございませう。併し今回の法案におきましては、きるだけこれを具體的に規定いたしました、こういう場合にはこういう罰則の適用を受けるということを一々明かにいたしました、従ひまして今回のこの立法、又これの運用につきましては、只今御指摘のような點につきまして十分注意をいたしまして當つて参りたいと考えております。

尚只今お話の十八條の「事業計畫に定める自動車の運行を怠り、不當な運送條件によることを求めその他公共の福祉に反する行為をしてはならない。」という規定がございませうが、これに違反した場合におきましては第三項におきまして、主務大臣は「當該行為の取止その他公共の福祉を確保するため必要な措置を命ずることが出来る。」といふことをはつきり規定いたしております。それと對しましては、違反いたしましたすると三千圓以下の罰金、拘留又は科料といふ規定も第五十九條に設けてございませう。又これらの規定に違反してございませう業者につきましては、事業の取消しその他の停止、免許の取消などの行政處分もできることになつておりますし、又必要に應じまして二十四條の規定に基きまして改善命令が出せることになつております。これらの規定の運用につきましては、十分氣を付けて参るつもりでございませう。

尚先程お話のございましたバス事業の車輛を、大型貨切りその他の營業に振向けるといふ點につきましては、現に十分戒告も與へてございませうし、業者におきまして定期の運行を確保することができないに拘わらず、こ

ういふ方面に車を使うといふよりなことは嚴重に取締つておる次第でございませう。

○高橋啓君 五十二條の第一項ですが、この狙いは恐らく營業用の自動車に對する關係だろふと思ひますが、實は實際問題として、私は大體木材を扱つておるのですが、これから穀物とか肥料とかいふものが盛んに出て参りますが、その時に片荷になりませう自家用の自動車、つまり木材を積んで行つた歸りに、村の人たちが肥料とか何とか積んで呉れといふことが始終あつたんですが、そうすると營業者がそれを押えてしまつたりなんかして、地方の方では非常に迷惑をしておる。そういう地方は、殊に奥地なもので、自動車なんか入りやしない。特別な目的の自家用自動車でなければ入らない。そういう場合に、この事項によつて何らの報酬がなければ運轉手も動きませぬし、大體まあ運轉手が問題なんです、こういうような規定が非常に動かすべからざるものとするならば、そういうような場合に何らかの緩和法を設けて置かなければならぬと思ひます。このように嚴格に規定してあるのだから、何かまあ交渉されれば、そのような運送に全然關係しちやいかんといふことになつてしまひますから、こういうこととはどういふふうになるのですか。これは少しばかりの問題ではなく非常に地方にある問題です。殊に片荷で全然空で歩くといふことも非常に勿體ない場合が多いと思ひます。

○政府委員(郷野善秀君) お答え申上げます。五十二條の第一項の規定は、自家用自動車につきましては、「對價を得てこれを運送の用に供してはならない。」といふことになつておりませう。この意味は、自家用自動車の營業行為、營業類似行為を取締りまして、公益事業といたしまして自動車運送事業を經營いたしております者と、自家用自動車の關係者と、各々その本来の使命に基きまして輸送の秩序を守りまして、國の必要といたします自動車運送の果して参りたいといふ考へに出でおるのございませう。従ひまして、自家用自動車につきましては、營業又は營業類似行為をして貰ひませう。その秩序が保てないのでございませう。それでこれを禁止いたしておるのございませうが、お話のように自家用自動車の運行について見ますと、場合によりまして、その片道が空車になるという場合も多からうと思ひませう。大體におきまして、鐵道の輸送につきましては、全體の貨車の走行キロに對しまして四割くらいの走行キロは空車になつておるといふことございませうが、自動車につきましては或る程度空車の走行キロがあるといふこととは、全體から見まして誠に止むを得ないところであらうかと存じます。これは營業用、自家用を通じまして見られる現象でございませう。従ひまして、空車の場合は輸送力が勿體ないから何でも輸送したらよいかといふかといふ考へ方は、必ずしも全面的に當て嵌まるものではないと存じます。特に空車の利用といふことを考へる場合といたしましては、その自家用車の動きませう範囲におきまして、營業用の車もなすといふ場合におきまして、特に輸送の實情からいたしまして、そういう

物資を自家用車が輸送を手傳わなければならないといふような顯著な事例がございませうならば、特別にこれに對しましては法的手續を経まして、これを運送に使うといふことも考へられると存じますのであります。これは全く非常の場合の考へ方であらうかと存じます。そういう場合につきましては、相當にそういう貨物があるような時におきましては、場合によりまして營業の免許を受けることも今後におきまして可能であらうかと存じます。が、この場合におきましては、すでに自家用の性質を失ひまして、營業となるのでございませうが、尚自家用であるといふ建前で、さうな特別の事取に處しまして輸送をやつて行こうといふのにつきましては、現在臨時物資需給調整法といふようなものもございませう。これによつて輸送命令が出せるという建前になつておるといふので、場合によりまして、この法律によりまして自家用車に輸送の命令を出しまして、輸送をして貰うといふ行き方もあるかと存じます。尚特に營業或いは營業類似の行為として、常時營業として考へられるような、對價を得て運送の用に供するといふのでなければ、これは又本法のこの規定の精神から申しまして、差支えないことと存じませう。

○内村清次君 本道路運送法案の重要骨子であります第十二條の免許基準の點であります。この點につきましては先般小野委員から私の質問せんとするところを答へて質問されたのであります。この基準の設定が、妥當な基礎の設定が直ちにこの民主的な事業意欲に燃えているところの業者の選定

につきまして、又事業意欲につきましても非常な至大な関係があると存じますが、この基準がまだ政府當局においても決まっておらないというような答へであつたのであります。ついでには先ず法案を審議中においてその大綱でもいいのであります。これを示しになる意図があるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから第十八條の公共の福祉に反する行為の禁止であります。この十八條のいわゆる第三項に該当いたしておりますその他公共の福祉に反する行為をしてはならない、その點について、例えば業者の雇傭しておりますところの従業者が労働法の正當なる法律の下において雇業をやつたというやうな事件が発生した場合この公共の福祉に反する行為であるというやうな點について、この罰則の第五十九條の中の第五號に決めてあります。この點に對していわゆる道路運送法を以て適用するかどうか。或は労働法に示してあるところの問題として取扱うかどうか。この點について御質問をいたします。

○政府委員(郷野基秀君) お答え申し上げます。免許の基準につきましては、先程も申し上げましたように、私共といはしましてはできるだけ自由に、道路運送委員会におきまして御決定を願いたい、かように考えておりますので、豫め私共の方から資料はいろいろ提供するように努力はいたしたいと存じますのでありますけれども、結論を出しましてお願いするということも行方とは避けたいと存じます。尚十八條の第一項の解釋の問題でございますが、これにつきましてもは労働

組合法その他労働法規と別に規定がございませうれば、その關係におきまして第十八條の運用は當然制限を受けるものであらうと存じます。尚罰則の關係の問題でございますが、五十九條の第五號の罰則は、十八條の三項によりまして主務大臣が當該行為の取止めその他公共の福祉を確保するため必要な措置を命じた場合に、これに従わなかつた者に對する罰則でございます。従つてこの第一項の場合におきましてそれ、他の法令によりまして正當な行為でありますやうな場合におきましては、主務大臣は第三項の措置を命ずる場合につきましても、その點を考慮するであらうと存ずるのであります。

まして、私共この點につきましてもは只今研究をいたしておるといふことを最初に申上げて置きたいと存じます。大體道路運送委員会につきましては、この法律が實施せられる場合におきましてこの法律の實施に必要な政令、命令の制定というやうなものにつきまして道路運送委員会の諮問を経なければならぬという關係もございしますので、この委員会の規定は一番先に實施いたしたいと存じておるのでございしますが、従いまして道路運送委員会につきましてもの政令も、道路運送委員会令というやうな形を以ちまして、別にこれを一番先に公布して頂くやうにお願いしたいと存じております。

○飯田精太郎君 第八條の道路運送委員会というのには政令で決めるということになつておりますが、組織や構成など何か決まっておりますればお伺いたしたいのであります。それからその次に、國營自動車を開始するときは、この委員会に諮問するやうに何つておるのであります。ここに明記してありませんが、すべて國營、自動車を開始される場合にはこの委員会に御諮問になるかどうか。それからもう一つ、ここに書いてないのであります。自動車の事業、これはこの委員会に御諮問にならないのでございませうか。その三點を伺いた

○政府委員(郷野基秀君) 道路運送委員会の組織その他につきましては衆議院の運輸交通委員会におきましていろいろ意見がございまして、特にこの關係を全部政令に置くことはどうかと思はれるというやうな御意見もござい

まして、私共この點につきましてもは只今研究をいたしておるといふことを最初に申上げて置きたいと存じます。大體道路運送委員会につきましては、この法律が實施せられる場合におきましてこの法律の實施に必要な政令、命令の制定というやうなものにつきまして道路運送委員会の諮問を経なければならぬという關係もございしますので、この委員会の規定は一番先に實施いたしたいと存じておるのでございしますが、従いまして道路運送委員会につきましてもの政令も、道路運送委員会令というやうな形を以ちまして、別にこれを一番先に公布して頂くやうにお願いしたいと存じております。

存じます。地方道路運送委員会の委員は關係の都道府縣知事の推薦に基きまして、運輸大臣の申出によつて、内閣總理大臣がそれを任命するという建前にしたいと存じます。そうして道路運送委員会の委員をいたしましては、刑餘者でありますとか、準禁治産者、禁治産者及び破産者というやうな者を除きまして、又委員の性質上民意を聴くという建前からいたしまして、官吏、場合によりまして吏員につきましても除いたらどうかと考えておる次第でございます。その他委員会の運用に關することは省略いたしました。任期について申し上げますと、任期は五年ということにいたしまして、再任は妨げないという建前にいたしまして、最初に委員になられる方につきましては、將來一度に交替されることのないやうに任期について差を設けたと存じております。尚委員長及び委員は、旅費その他の實費の支給を受けるといふ建前にいたしたいと存じております。

次に國營自動車の開設に當りまして、この道路運送委員会に諮問すべき場合でございますが、從來鐵道會議におきましては、重要な國營自動車は路線の選定を鐵道會議に諮問する建前になつておりましたが、この法律案によりましますと、第三項の第五號の規定によりまして、すべて國營自動車を開いたしなす場合にはこの委員会に諮問しなければならぬ建前をとつております。この第五號の規定がその意味であります。

○飯田精太郎君 もう一つお伺いたしたい。車輛の検査その他がここにやましく書いてありますが、車輛以上に重要だと思はれます運轉手の試験その他がその中に入つておるのですが、これは何か外に免許について規定があつて、ここにお入れにならなかつたのですか。

○政府委員(郷野基秀君) 運輸免許につきましては、現狀は自動車運送事業の經營者がこれを開設いたしました。自分の事業に使用すると同時に、一般に開放いたしました自動車運送事業を営むというのが、大體今後におきましても、この種の業態としては普通であらうかと考へるのでございませう。従いまして、この意味から特に自動車運送事業を諮問いたします必要は、實質的に餘りないのではないかと考へたからでございます。尚自動車運送事業を営みませんで自動車運送事業だけを經營する場合について考へて見ましても、餘り大きな自動車運送事業というものが近い將來に現われるものとも考へられませぬし、又これは施設でございまして、この自動車運送事業の經營の面から見ますと、相當にこれを區別いたしまして考へるだけの理由もあるかと考へまして、ここに諮問事項といたさなかつた次第でございます。

○委員長(板谷順助君) よろしうございませうか。

○飯田精太郎君 もう一つ、これはちよつと讀んで分らなかつたのでございしますが、第八章の車輛というところ、この車輛の中には自家用車も全部含まれるわけですか。

○政府委員(郷野基秀君) さうでございます。

○飯田精太郎君 もう一つお伺いたしたい。車輛の検査その他がここにやましく書いてありますが、車輛以上に重要だと思はれます運轉手の試験その他がその中に入つておるのですが、これは何か外に免許について規定があつて、ここにお入れにならなかつたのですか。

政府委員(濱野善秀君) 運轉免許に
沿路交通取締法案にこれを規定いたして
おられますので、道路運送法案の中か
らは除くことになりました。従来自
動車取締令というのがあります。車
輛の検査登録に関する規定を併せま
して、運轉免許についての規定もそ
の中に包含されたのでございます。こ
れが、車輛の検査登録などに關する規定
は、車輛が道路運送という點から見ま
して重大な要素でございますので、こ
れをこの法案に取入れまして、こちら
に規定することにしたのでございま
すが、運轉免許につきましては、や
はり自動車の運送或いはその運送事業
と密接な關係があるのでございま
す。又考へ方によりますれば、道路交
通取締の對象といたしまして、これは
對人的なものでもあり、むしろこちら
に關するといふことが一通り筋といた
しまして考えられますので、こちらに關
してこちらの法律案の中に入れてい
たのでございませう。

つきましては、只今別途内閣から提出
せられて御審議を願つております。道
路交通取締法案にこれを規定いたして
おられますので、道路運送法案の中か
らは除くことになりました。従来自
動車取締令というのがあります。車
輛の検査登録に関する規定を併せま
して、運轉免許についての規定もそ
の中に包含されたのでございま
す。これが、車輛の検査登録などに關する規定
は、車輛が道路運送という點から見ま
して重大な要素でございますので、こ
れをこの法案に取入れまして、こちら
に規定することにしたのでございま
すが、運轉免許につきましては、や
はり自動車の運送或いはその運送事業
と密接な關係があるのでございま
す。又考へ方によりますれば、道路交
通取締の對象といたしまして、これは
對人的なものでもあり、むしろこちら
に關するといふことが一通り筋といた
しまして考えられますので、こちらに關
してこちらの法律案の中に入れてい
たのでございませう。

七十四號、以上を付託いたします。
それから小委員会は明日午後一時
より第一小委員会、明後九日午前十時
より第二小委員会がありますから御出
席を願います。尙本委員会は十日午後
一時半から開會いたしたいと存じま
す。

尙この際政府當局に注意をいたして
置きますが、海難審判法が小委員会
に付託されておりました、この委員会
において本会中のこの政令に關する問
題について政府當局から答辯があつ
て、その中例えは施行期日を政令に關
するといふこれらの問題について未だ運
輸當局から解答がないために、小委員
會が終了することができない状態にな
つておりますから、成るべく早くこの
小委員会に報告あらんことを切望いた
します。それから更にバス發行高につ
いての取調への御請求があつたので
ございませう、これも適當な時期におい
てお答え願ひたいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) 本案に對する
質疑は本日ほどの程度に止めて置きま
して、尙御研究の上に次回に又繼續す
ることになります。

それからこの際尙御報告いたすこと
があります。次の請願、陳情を小委員
會に付託したいと存じます。第一小委
員會に第三百三號、第三百八號、第九
號、百十三號、百三十七號、百六十一
號、百七十號、百七十一號、百八十四
號、百八十六號、百八十九號、第二小
委員會に百七號、百二十二號、百十四號、
百十九號、百二十七號、百四十二號、
百四十四號、百六十四號、百六十六號、
百七十三號、百八十八號、外に陳情二百

十月四日本委員会に左の事件を付託さ
れた。

一、沿岸荷役業者の貨物自動車運送
に關する請願(第二百七十七號)
一、省線電車を小田原まで延長するこ
とに關する請願(第二百七十八號)
一、沿岸荷役業者の貨物自動車運送
に關する請願(第二百八十八號)
一、山陰線餘部鐵橋修理に關する陳
情(第三百七十一號)

一、姫路及び新宮兩驛、安栗郡内閣
に國營自動車の運送を開始するこ
とに關する陳情(第三百七十六號)
一、横須賀線運子、田浦間に沼間驛
を設置することに關する陳情(第
三百八十八號)

一、姫路及び新宮兩驛、安栗郡内閣
に國營自動車の運送を開始するこ
とに關する陳情(第四百一號)

(請第二百七十七號)昭和二十二年九
月二十五日受理

沿岸荷役業者の貨物自動車運送に關す
る請願

委員
小野 哲君
内村 清次君
小泉 秀吉君
大隅 憲二君
小林 勝馬君
高橋 啓君
飯田精太郎君
尾崎 行雄君
新谷寅三郎君
村上 義一君

政府委員
運輸政務次官 田中源三郎君
運輸事務官(陸) 郷野 善秀君
運輸局長)

請願者 東京都港區芝浦二丁目
一番地 田澤三郎外二
十七名

紹介議員 橋本萬石衛門君

沿岸荷役業者は、本船駁船作業と連絡
し、あるいは生産者と直結して、各種
貨物の梱包、積卸、構内運搬、保管等
の業務と共に、貨物自動車を所有し
て、これら貨物の陸上輸送を行ひ、い
わゆる海陸一貫の輸送員となすこと
を本務とするのであるが、戦時中の不
自然な統制のため一貫作業は半身不隨
に陥つており、荷主に與える不便、
作業の連絡事務の整理等における繁雜
難澁等大なるものがあるから、一貫作
業形態への復歸のため沿岸荷役業者の
貨物自動車運送營業權を認められたい
との請願。

(請第二百七十八號)昭和二十二年九
月二十五日受理

省線電車を小田原まで延長することに
關する請願

請願者 神奈川縣小田原市幸一
丁目一三八番地 佐藤
謙吉外三名

紹介議員 三木治朗君

國土計畫によつて東京都の人口と施設
が制限される結果外環地帯は著しく膨
張しつつある。殊に近く箱根が日本人
と共に外國人の保健歡樂場として復活
するの外、小田原城址を中心とする大
綜合グラウンドの建設と箱根にこれが
宿舍設備の計畫が急速に進められつつ
あるので、將來小田原驛における交通
量の激増が豫想されるから、省線電車
の運轉を小田原驛まで延長されたいと
の請願。

(請第二百八十八號)昭和二十二年九

月二十七日受理

沿岸荷役業者の貨物自動車運送に關す
る請願

請願者 東京都港區芝浦二丁目
一番地 田澤三郎外二
十七名

紹介議員 淺岡信夫君

この請願の趣旨は、請第二百七十七號
と同じである。

(請第三百七十一號)昭和二十二年九
月十六日受理

山陰線餘部鐵橋修理に關する陳情
兵庫縣會議長 正木定

山陰方面唯一の交通機關である山陰線
の餘部鐵橋は、架設後相當の年月を経
過し又日本海に直面して潮風等の
關係上腐朽甚だしく殊に戦時中ペイン
トその他の資材不足のために修理が行
われなかつたので震動甚だしく危険な
状態にあるから、速かに修理に着手し
て地元民の不安を除去せられたいとの
陳情。

(陳第三百七十六號)昭和二十二年九
月十七日受理

姫路及び新宮兩驛、安栗郡内閣に國營
自動車の運送を開始することに關する
陳情

兵庫縣安栗郡神野村長 山田倉
治外三十五名(外八件)

兵庫縣安栗郡は十九ヶ町村、人口八萬
五千、全國有数の大郡であるが、交通
運輸機關としての鐵道に恵まられず、住
民は姫路驛八里、姫津線新宮驛との
五里餘を私營バスと貨物輸送のトラッ
クに便乗しつつある。しかも神戸姫路
の戦災大都市を控へ、復興資材その他
農林、畜産物の搬出は郡内唯一の私營
會社と個人所有のトラックとによるの

みであつて、滞貨がおびただしいから、鐵道に代る國營自動車の開設を緊急に實現されたいとの陳情。

(陳第三百八十八號)昭和二十二年九月十八日受理

横須賀線逗子、田浦間に沼間驛を設置することに關する陳情

横須賀市沼間會館内省線沼間驛建設促進實行委員代表 前島博

外十名

横須賀線逗子田浦間の中間にある沼間地區は「逗子驛」同「田浦驛」の何れに至るも平均四料の道のりを有するので、所在戸數三千二百餘、一萬五千餘人の住民は交通上常に不利、不便がばく大であるから、「省線沼間驛」を設置せられたいとの陳情。

(陳第四百一號)昭和二十二年九月二十日受理

姫路及び新宮兩驛、空襲部内間に國營自動車運輸を開始することに關する陳情

兵庫縣空襲部宮瀬村長 小林善 郎外百二名(外二件)

この陳情の趣旨は、陳第三百六十七號と同じである。

昭和二十二年十二月十六日印刷

昭和二十二年十二月十七日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局